



新島村 社協だより

No.166

新島村社協へ福祉車両が寄贈されました！

社協では従前から車いす送迎用の車両を2台で運用しておりますが、昨年そのうちの1台については塩害による劣化が急激に進み、車検通過が出来なくなり、廃車いたしました。この車両は、業務に必須な資機材のひとつでするので、一昨年の歳末たすけあい募金に寄せられましたご厚志の一部を活用させていただき、昨年中に代替車の購入をいたしました。しかしながら、残り1台についても同様に車検通過が困難な程度に劣化が進んでおり、買替えを余儀なくされておりましたが、2台目を購入する財源がなく、思案を巡らしておりましたところ、日本テレビの「24時間テレビ」チャリティーイベント福祉用車両の寄贈企画の案内が届き、ワラをもつかむ気持ちで応募したところ、幸運にも当選いたしました。

コロナの影響もあり、都内での贈呈式等のイベントが中止になったほか、実際の納車もかなり遅れましたが、本年3月31日、公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会より福祉車両「スズキエブリィ スロープ付き軽自動車」が寄贈されました。

この車両は、車いすのままで乗車ができます。自力での移動が困難な方、障害をお持ち方々の外出支援、ご家庭での介護負担軽減の為、大切に活用させていただきます。

全国の善意ある方々からの寄付金による福祉車両であり、大切に活用してまいります。本当にありがとうございました。



ひだまりサロンについて

大変ご好評いただいております社協のボランティアセンターサロン活動「ひだまりサロン」ですが、新型コロナウイルスが流行しているなか、手指や室内の消毒、マスク着用、体調確認、検温等の感染防止対策を徹底しながら

昨年末まで活動を続けてまいりました。本年に入り、2度目の緊急事態宣言が発出されたことを受け、一時休止しておりましたが、3月に宣言が解除になったため4月からの再開を予定していました。しかしながら、ふたたび感染者が急増したことから「蔓延防止等重点措置」が適応されました。島内でも感染リスクの高まりに警戒感が増しています。近々に高齢者を対象にしたワクチン接種の情報もあることも勘案して、再度、再開時期を延期いたします。

開始時期に関しましては未定になりますが、開始時は以前よりご利用いただいている方には個別連絡、その他広報紙、ホームページ等でお知らせいたします。歩くのが大変な方は、送迎もしております。再開時は是非ご利用下さい。

発行所
社会福祉法人
新島村社会福祉協議会
〒100-0402
東京都新島村本村1丁目8番2号
TEL: 04992-5-1239
FAX: 04992-5-1291
式根島事務局
〒100-0511
東京都新島村式根島310番地1
TEL: 04992-7-0583

令和3年度 事業計画

1. 事業方針

令和元年度に策定した新島村地域福祉活動計画「第2次もやいの絆」の基本理念である「ともにつながりささえあい笑顔になれるまちづくり」の実現に向けて、住民自身が担い手となり地域福祉を支える活動を支援するとともに、住民同士のつながりを基盤にした福祉の仕組みを醸成する。また、地域福祉の中核として、理事会や評議員会等関係組織を強化し、住民の福祉ニーズを的確に把握することにより福祉事業の充実・強化に努める。

2. 重点目標

昨年度東京都をはじめ全国的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から予定していた事業に延期や中止等の変更が生じ、目標が達成出来ない計画が多数あった。本年度も同感染症の終息は不透明のため、利用券の生活に直結したサービスについては、感染拡大が進んだ場合でも継続出来るよう感染防止対策を徹底し対応して行く一方で、大人数イベントや島外視察・訪問、急を要しない新規事業については、第2次もやいの絆の年次計画上は停滞・後退することとなつても、安全な事業継続を最優先する観点から、延期・休止等も選択肢として検討を行う。

また、今年度供用開始となる式根島福祉健康センターについては、村の当該運用状況等を注視しながら社協としても式根島における地域福祉活動拠点として、地域の実情に即した利活用法を検討・提案していく。

3. 組織強化

- (1) 6月・7月を会員増強・会費集金月間とし、新規会員の勧誘についても社協の行う事業を説明し、賛同・入会していただけるように努め会員・会費の拡充を図る。
- (2) 地域住民、福祉関係者、各種団体により組織運営される民間福祉団体として、独自性、即応性、柔軟性を發揮できる体制を強化確立していく。
- (3) 地域福祉活動を活性化するために様々な支援を展開する役割とともに、住民、関係機関、行政との連携・協働を推進する役割を担うため、住民の声や地域課題を把握し、地域の福祉活動や公的サービスでは対応できない課題に対して住民、関係機関、行政と連携・協働して解決に向けた活動を実践していく。

4. 調査研究

- (1) 各種研修や、先進地視察調査を実施し役職員の資質向上を図るとともに、各種事業の情報収集に努める。ただし、今年度は、島外研修・視察については中止も含め再検討。
- (2) 多様化した福祉ニーズに対応し、継続的に良質な福祉サービスの提供を行うための人材育成の強化に努める。
- (3) 一昨年度策定した新島村地域福祉活動計画「第2次もやいの絆」を実施する過程において判明した課題等について、職員間で共有し次回計画への改良点として蓄積する。

5. 連絡調整

- (1) 保健、医療、各関係機関と連絡を密にし、地域福祉の増進を図る。
- (2) 行政及び新島村民生・児童委員協議会や東京都社会福祉協議会、島しょブロック社会福祉協議会と常に連絡を取り合い情報交換を行う。
- (3) 島しょブロック社会福祉協議会連絡協議会（神津島大会：東京都内開催）へ参加する。ただし、今年度については、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて再検討。

6. 普及宣伝

- (1) 社協だよりを定期的に、また、必要に応じて臨時に発行するとともに、七島新聞、広報にいじま等の、紙面も活用して社協活動の積極的な啓蒙を行う。
- (2) 社会福祉協議会への金品寄付協力者に対して、村内掲示、社協だより等に掲載し、感謝の意を表すとともに、その使途への理解を促進する。
- (3) 社協の事業や取り組みをもっと身近なものにしていくためホームページを活用し、情報を発信していく。

7. 高齢者福祉

- (1) 福祉用具無料貸与
緊急または、介護保険の対象とならない方を優先に電動ベッド、車いす等、福祉用具の無料貸出しを実施する。
- (2) 福祉用具等相談
在宅介護に必要な福祉用具や消耗品の斡旋、紙おむつの原価販売を行い介護負担の軽減を図る。

(3) 温泉休養施設無料送迎

自立した概ね70歳以上の方で、一人暮らしや家族の送迎が困難な方を温泉休養施設へ送迎し、健康と生きがいの支援をする。ただし、昨年度については、感染拡大の状況に応じて適宜実施の可否を判断していく。

(4) 歳末弁当配食サービス

歳末たすけあい運動の一環として、在宅一人暮らし高齢者等を対象に「歳末弁当」を配食する。ただし、今年度については、感染拡大状況に応じて適宜実施の可否を判断していく。

(5) 各地区老人クラブの活動に助成する。

8. 障害者福祉

(1) 福祉用具無料貸与

日常生活に関する支援活動を行い、必要に応じて電動ベッド、車いす等、福祉用具の無料貸出しを実施する。

(2) 島外長期入院者見舞訪問

隔年で、施設入所者（長期）の訪問見舞いを実施しており、昨年度は実施年となっていたが、実施出来なかつたため、今年度が実施年となる。ただし、今年度については、中止も含め再検討。

(3) 外出支援サービス（受託事業）

歩行が困難な方のために、「車いす移動車等」による外出支援を行う。

(4) 障害者と共に働く場の創出事業関連業務（受託事業）

村が実施する本事業の一部を受託し、同事業の安定した運営に資することで障害者の就労支援を行う。

9. 児童福祉

(1) 保育園児と高齢者の交流を目的に「ふれあい活動」を実施する。（※）

(2) 保育園入園児童にお祝い品を贈呈する。

(3) 小学校入学児童にお祝い品を贈呈する。

(4) 小学校児童を対象に福祉体験学習を実施する。（※）

(5) ひとり親家庭の中學卒業生に記念品を贈り、健やかな育成を共にお祝いする。

(6) ボランティア育成を目的とした「高齢者疑似体験」を実施する。（※）

(※) 今年度は関係機関と協議のうえ実施の可否を再検討する。

10. 地域福祉

(1) 新島村地域福祉活動計画「第2次もやいの絆」に規定する「住民ニーズの把握と広報・宣伝活動の充実」、「住民参加を促す活動の推進」、「住民の安心・安全を促す福祉活動の充実」、「社協の基盤整備」の4つの基本事項に沿って事業を推進する。

(2) ボランティアセンター活動への住民参加を促進するため、社協だよりおよび臨時周報の発行に併せてボランティアセンターだよりを発行し、本事業に対する住民の理解と協力を得るための啓発活動を実施する。

(3) 地域住民の協力を得て、第12回福祉バザーを開催する。（※）

(4) 婦人会の福祉活動に助成する。

(※) 昨年度は中止となつたが、今年度も実行委員会と協議のうえ実施の可否を再検討する。

11. 介護予防生活支援事業（受託事業）

(1) 外出支援サービス

在宅高齢者や歩行が困難の方の通院、その他必要に応じて外出支援サービスを実施する。

(2) 配食サービス

利用者の安否確認のため、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者を対象に「配食サービス」を実施する。（※1）

(3) 訪問・相談サービス

在宅高齢者を個別に訪問し、安否確認・現状把握を実施するとともに、それに応じた生活指導（相談）を行い、高齢者の要介護状態への進行予防に努める。（※2）

(4) 予防リハビリ、はつらつ教室送迎サービス

さわやか健康センターが実施する予防リハビリ、はつらつ教室事業の利用者の送迎を実施する。

(※1) ボランティアによる調理に固執することなく、外注を積極的に活用してサービスの継続を図る。

(※2) 手洗い・消毒等の徹底に加え、対面距離の確保・時間短縮を励行しつつサービスの継続を図る。

12. 心身障害者医療支援サービス提供事業（受託事業）

島内の医療機関で治療が困難な障害者（児）が、島外の医療機関で受診しなければならない場合の交通と宿泊に対する費用支援サービスを実施することにより、障害者福祉の向上を図る。

13. 地域福祉権利擁護事業（受託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

14. 受験生チャレンジ支援貸付事業（受託事業）

中学三年生、高校三年生を対象に、学習塾などの費用や、高校、大学などの受験費用について貸付けを行うことにより一定所得以下の世帯の子供たちへの支援を行う。

15. 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

民生委員の連携・協力を得て、低所得世帯や高齢者・障害者世帯に対して、世帯の安定と経済的自立を図ることを目的とし、生活福祉資金の貸付及び償還指導を行う。

16. たすけあい資金貸付事業

生活困窮者及び緊急に資金が必要となった方に対して「たすけあい資金」の貸付を行う。

17. 共同募金運動

(1) 東京都共同募金会からの依頼により「赤い羽根共同募金運動」を実施する。(※)

(2) 東京都共同募金会主催による「歳末たすけあい運動」を実施する。(※)

(※) 今年度は、実施時の感染状況を勘案して、実施の可否、実施方法等を再検討する。

令和3年度 社会福祉法人新島村社会福祉協議会 資金収支予算書

(単位／円)

		勘定科目	本年度予算
事業活動による収支	収入	会費収入	1,900,000
		寄付金収入	3,500,000
		経常経費補助金収入	20,627,000
		受託金収入	19,400,000
		貸付事業収入	340,000
		事業収入	620,000
		受取利息配当金収入	7,000
		その他の収入	2,960,000
		事業活動収入計	49,354,000
	支出	人件費支出	38,382,000
施設設備による収支		事業費支出	8,583,000
		事務費支出	3,801,000
		貸付事業支出	1,223,000
		助成金支出	170,000
		事業活動支出計	52,159,000
		事業活動資金収支差額	-2,805,000
その他の活動による収支	収入	施設整備等収入計	0
	支出	固定資産取得支出	0
		施設整備等支出計	0
		施設整備等資金収支差額	0
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	616,000
		サービス区分間繰入金収入	298,000
		その他の活動収入計	914,000
	支出	積立資金支出	435,000
		拠点区分間繰入金支出	616,000
		サービス区分間繰入金支出	298,000
		その他の活動支出計	1,349,000
		その他の活動資金収支差額	-435,000
		当期資金収支差額合計	-3,240,000
		前期末支払資金残高	884,000
		当期末支払資金残高	-2,356,000

生活福祉資金の特例貸付

※申請期間が6月末日まで

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

**新型コロナウイルスの影響を受け、
休業等により収入の減少があり、緊急
かつ一時的な生計維持のための貸付を
必要とする世帯**

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくとも、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先 新島村社協福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

**新型コロナウイルスの影響を受け、
収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている
世帯**

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくとも、対象となります。
- ※ 申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意する必要があります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先 新島村社協福祉協議会

ご入学・ご入園おめでとうございます。

新島小学校18名・式根島小学校1名の新入児童に「さんすうセット」をお祝い品として贈呈しました。

また新島保育園12名・式根島保育園4名の新入園児に「おどうぐばこ、ぼうし等」をお祝い品として贈呈いたしました。



・さんすうセット



・おどうぐばこ、ぼうし等



令和3年度 社会福祉協議会 会員会費のご協力のお願い

社協では、皆さんからの会費と寄附金などで各種地域福祉事業を行っています。

会費収入は、社協の活動を支える重要な財源になっています。

個人でも団体でも、いつでも会員になれます。6月～7月の2ヶ月間を「会員会費増強月間」として実施します。社協役職員・協力員の方々が、令和3年度分の会員会費の集金と併せて新規会員の加入勧誘に皆さまのお宅にお伺いいたしますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

社協会員として会費をご負担いただくことを通じて、福祉の村づくり活動へ、お力添えをお願いいたします。

心温まるご寄付をありがとうございました。

(令和3年1月1日～令和3年2月28日)

皆様からいただきましたご寄附は、高齢者や障がい者を対象とした在宅福祉サービスや地域福祉のために、大切に使わせていただきます。

一般寄附		
ご芳名	地区名	寄附金
梅田フミ子様	式根島	50,000円
前田與七郎様	本村	100,000円
大沼三郎様	本村	100,000円
梅田信子様	本村	50,000円
匿名様	本村	10,000円

◇お知らせ◇

ご寄附は、税金控除の対象になります。

当社協は、社会福祉法人格を有していますので、2,000円超のご寄附の場合、所得税の寄附金控除及び、個人都市民税・個人村民税の寄附金税額控除が受けられます。(東京都共同募金会が主催する、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金に寄附した場合も同様です。) 控除額などの詳細についてや法人のご寄附については、村役場税政係、芝税務署等にお問い合わせ下さい。なお、確定申告の際には、当社協発行の領収書が必要です。

物品寄附		
ご芳名	地区名	物品名
匿名様	本村	未使用切手
匿名様	本村	ミニトマト(配食材料)
式根島商業会様	式根島	ティッシュペーパー
清水二美代様	本村	さいばし12膳

下記の方々から使用済み切手・テレフォンカード、書き損じハガキ等をお寄せいただきました。

梅田電気設備工業(株) 様	防衛装備庁航空装備研究所 新島支所 様
市川 ゆり子 様	紀野 きみ江 様
匿名 様	新島中学校 様